

遊漁船業者登録票

氏名又は名称	有限会社 舟宿 平井
登録番号	東京127号
登録の有効期間	令和5年8月27日から 令和10年8月26日まで
営業所の所在地	東京都品川区北品川1-21-1
遊漁船の名称	ひらい丸 第二十一平井丸 第十ひらい丸 第二平井丸 第十五平井丸 第二七ひらい丸
遊漁船業務主任者の氏名	植島亮 庄司大策 大城康平 平井実 高橋広司 平野良輔
損害賠償措置の保険期間	2024年7月20日から 2025年7月20日まで

登録番号	東京都知事 第127号	氏名又は名称	有限会社舟宿平井		
作成日	令和6年9月25日	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表4 (全3枚の1枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		航行区域 (該当に○)					
		遊漁船の使用状況 (該当に○)					
		遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※の状況 (該当に○)	救命設備※1の状況 (該当に○)			
船舶の所有状況 (該当に○)							
1	ひらい丸	230-14253	9.7トン	11.93m	28人	(◎) 船釣り () 瀬渡し※2 (○) その他 (旅客船)	
		() 平水・(○) 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海					
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用					
		(○) 単独記載・ () 重複記載	() 業務用無線 () 衛星電話 (○) その他 (携帯電話)	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他 ()			
2	第二平井丸	230-22126	19トン	11.95m	44人	(◎) 船釣り () 瀬渡し※2 (○) その他 (旅客船)	
		(○) 平水・() 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海					
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用					
		(○) 単独記載・ () 重複記載	() 業務用無線 () 衛星電話 (○) その他 (携帯電話)	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他 ()			
重複記載※している場合の事由		() 多客期にチャーターするため () その他 ()					

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。
 ※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当 (法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。
 ※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

別表4 (全3枚の2枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		航行区域 (該当に○)					
		遊漁船の使用状況 (該当に○)					
		遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※の状況 (該当に○)		救命設備※1の状況 (該当に○)		
船舶の所有状況 (該当に○)							
3	第十ひらい丸	235-40211	17トン	13.97m	42人	◎ 船釣り ○ 瀬渡し※2 ○ その他 (旅客船)	
		<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input type="checkbox"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海 <input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独記載・ <input type="checkbox"/> 重複記載	<input type="checkbox"/> 業務用無線 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> その他 (携帯電話)		<input type="checkbox"/> 改良型救命いかだ <input type="checkbox"/> EPIRB (非常用位置等発信装置) <input type="checkbox"/> AIS (船舶自動識別装置) <input type="checkbox"/> その他 ()		
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶					
4	第十五平井丸 東海道	230-51411	2.8トン	10.10m	31人	◎ 船釣り ○ 瀬渡し※2 ○ その他 (旅客船)	
		<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input type="checkbox"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海 <input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独記載・ <input type="checkbox"/> 重複記載	<input type="checkbox"/> 業務用無線 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> その他 (携帯電話)		<input type="checkbox"/> 改良型救命いかだ <input type="checkbox"/> EPIRB (非常用位置等発信装置) <input type="checkbox"/> AIS (船舶自動識別装置) <input type="checkbox"/> その他 ()		
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶					
重複記載※している場合の事由		<input type="checkbox"/> 多客期にチャーターするため <input type="checkbox"/> その他 ()					

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当 (法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

登録番号	東京都知事 第127号	氏名又は名称	有限会社舟宿平井
作成日	令和6年9月25日	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

- ・ 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・ 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・ 随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- ・ その他（)

○船釣りをする場合

- ・ 利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

○瀬渡しをする場合

- ・ 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・ 磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- ・ 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

- ・ 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）

岩場	猿島南・稲荷島
浅瀬	京浜運河・多摩川他中小河川・猿島周辺・海瀬島 三枚州・盤洲干潟
河川域	多摩川、海老取運河付近、鶴見川、荒川、隅田川
防波堤	横浜沖堤防、川崎沖堤防 横須賀港東北防波堤
定置網	なし
養殖施設	漁港付近海苔養殖場、富津の海苔漁場など
その他	浮標や漂流している大型のゴミ（丸太など）について 細心の注意を払います。 特に夜間航行では浮標などが非常に見えづらいので注意します。 。

自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法

GPSプロッターで確認し、常時自船の位置及び進行方向並びに航路の確認をします。

登録番号	東京都知事 第127号	氏名又は名称	有限会社舟宿平井		
作成日	令和6年9月25日	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)														
	(○) 単独の判断	() 団体による判断													
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 <table border="1"> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>3.0</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>20</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 落雷のおそれがあるとき 事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき その他 () 	出航地の波高	3.0	m以上	出航地の風速	20	m以上	出航地の視程	500	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>②上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>	代表者		連絡先	
出航地の波高	3.0	m以上													
出航地の風速	20	m以上													
出航地の視程	500	m未満													
代表者															
連絡先															
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 利用者に急病人やケガ人が出たとき <table border="1"> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>3.0</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>20</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 落雷のおそれがあるとき 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき その他 () 		漁場における波高	3.0	m以上	漁場における風速	20	m以上	漁場における視程	500	m未満				
漁場における波高	3.0	m以上													
漁場における風速	20	m以上													
漁場における視程	500	m未満													

登録番号	東京都知事 第127号	氏名又は名称	有限会社舟宿平井
作成日	令和6年9月25日	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
	立入禁止区域に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報



検索



登録番号	東京都知事 第127号	氏名又は名称	有限会社舟宿平井
作成日	令和6年9月25日	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

<p>周知の方法 (該当に○)</p>	<p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 () 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう(ウェブサイトにも周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。</p>
<p>周知する内容</p>	<p>○一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること ・その他 () <p>○瀬渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他 ()
<p>漁場において口頭で説明する。</p>	<p>○一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内する漁場において注意すべき事項(自由記載(必須)) ① 移動の際に竿をあげ、船体につかまる等、指示。 ② ルアー釣りの際、怪我をしないよう注意する。 ③ ルアーキャスティングの際に周囲に気をつけるよう指示。 ④ できる限り帽子の着用やサングラスの装着を勧める。 ⑤ アカエイやハオコゼ等の危険な魚について口頭で注意。 <p>○瀬渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項(自由記載(必須)) ・その他 ()

登録番号	東京都知事 第127号	氏名又は名称	有限会社舟宿平井
作成日	令和6年9月25日	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
ひらい丸	100,000,000円	28人	2024年7月20日から 2025年7月20日まで
第二平井丸	100,000,000円	44人	2023年12月13日から 2024年12月13日まで
第十ひらい丸	100,000,000円	42人	2024年7月20日から 2025年7月20日まで
第十五平井丸 東海道	50,000,000円	31人	2024年7月20日から 2025年7月20日まで
第二十一平井丸	100,000,000円	62人	2023年12月13日から 2024年12月13日まで

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	

登録番号	東京都知事 第127号	氏名又は名称	有限会社舟宿平井
作成日	令和6年9月25日	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表13 法第16条に基づく周知の内容及び方法等

周知の方法 (該当に○)	<p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。</p> <p>() 遊漁船の乗船前に書面で配布、回覧をする。</p> <p>() 営業所のモニター又はタブレット端末などで視聴してもらう(ウェブサイト)に周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む。</p>
周知する内容	<p>案内する漁場における、以下の関係法令等に基づく水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容(漁具及び漁法の制限、水産動植物の大きさの制限、採捕禁止となっている水産動植物の種類等)を周知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ② 漁業法及び水産資源保護法に基づく省令(瀬戸内海漁業取締規則等) ③ 都道府県漁業調整規則 ④ 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤ 広域漁業調整委員会の指示 ⑥ 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定(沿岸漁場整備開発法に基づき届出されたもの) ⑦ 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程(水産業協同組合法に基づき認定を受けたもの。) ⑧ 法に基づく協議会において協議が調った事項 ⑨ その他都道府県が提供している情報 <p>上記の関係法令等に基づき、あるいは国や地方公共団体による採捕量調査への報告が求められている水産動植物を利用者が採捕した場合には、採捕量調査への協力をするよう周知します。</p>
利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域(利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。)に案内しません。 ・周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・その他()